

肝付町ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、肝付町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）の広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町ホームページ 肝付町が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 町ホームページに記載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載に適さないもの)

第4条 広告の画像及びそのリンク先のページの内容は、行政の品位を損なうおそれのないもので、かつ、町民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、町ホームページに掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 公衆に不快の念または危害を加えるおそれがあるもの
- (8) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

(広告の規格及び枚数、掲載料)

第5条 掲載する広告の規格及び枚数、掲載料は、原則として次のとおりとする。

サイズ	縦55ピクセル×横180ピクセル
画像形式	G I F ・ J P E G形式
容量	10K B以内
枚数	最大5枚
掲載料	1枚につき1か月1,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 広告掲載料は、町長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告の掲載ページ)

第6条 広告を掲載するページは、ホームページのトップページとする。

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告の掲載期間は、1 ヶ月を単位とする。

2 広告掲載希望者が望むときは、町長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載希望者の募集)

第 8 条 広告掲載希望者の募集 (以下「募集」という。) は、ホームページ及び広報きもつき等の広報印刷物で公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 町長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 9 条 町ホームページへの広告掲載希望者は、肝付町ホームページ広告掲載申込書 (別記様式第 1 号) により、担当部署に直接、郵送又は E メールで、町長が指定する期間内に申し込むものとする。ただし、同一内容の広告につき複数の広告枠を申し込むことはできない。

(広告掲載の決定)

第 10 条 前条の規定による申込みがあったときは、第 5 条の規定に基づき広告の内容、デザイン等 (リンク先の内容等を含む。以下「広告内容等」という。) について企画課にて審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、広告掲載希望者が第 5 条第 1 項に規定する広告枠数を超えたときは、次に掲げる順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 町内において地域福祉や地域振興など地域社会に貢献する事業者等
- (2) 私企業又は事業を営む個人であって町内に本社を有するもの
- (3) 私企業又は事業を営む個人であって本社は町外だが町内に事業所等を有するもの
- (4) 町内にゆかり (出身者等) のあるもの
- (5) 広告の掲載を希望する期間の長いもの

3 前 2 項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

4 町長は前 3 項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、肝付町ホームページ広告掲載決定通知書 (別記様式第 2 号) により、その結果及び条件等を広告掲載希望者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第 11 条 広告主は、広告原稿を町長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第 13 条 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更しようとする月の 1 週間前までに、肝付町ホームページ広告掲載内容変更申込書 (別記様式第 3 号) を書面により、本町の企画課に届出なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) 広告のリンク先のホームページのアドレスを変更するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、肝付町ホームページ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更が生じたとき。

(広告掲載の取り消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) リンク先の内容等が第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) その他、町ホームページへの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、肝付町ホームページ広告掲載取り下げ申出書(別記様式第4号)を書面により本町の担当部署に届け出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料は、当該広告主に返還する。

2 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第17条 広告掲載期間内に、本町の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、本町が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。